- 告書等作成コーナーで同庁ホームページの確定

す。

確定申告、

市

•

県民税申告

## 日は除く)。 月15日(木)です(土・日曜期間は、2月16日(金)~3 手続きはお早めに 同庁ホームページ。を作成できます。詳-

しくは

#### 国保・後期 医療費控除 医療費通知は使えません

所得税法の改正により、29年分確定申告から、医療 費控除の申告に医療費通知を添付できるようになりま した。しかしながら、市国民健康保険や後期高齢者医 療制度の医療費通知は、医療費控除に必要な項目が一 部記載されていないため、今回の確定申告には使用で きません。申告の際は、領収書などを使用してください。 圓保険年金課☎70・5617。

### 国保・後期 セルフメディケーション税制 証明書発行手続きはお早めに

市国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入してい る方で、市の実施する健康診査の受診によりセルフメ ディケーション税制の適用を受ける場合、健康の保持 増進や疾病の予防への取り組みを行ったことの証明の ため、保険者名などが記載された領収書、結果通知表 や保険者の発行する証明書が必要となります。

後期高齢者医療保険に加入の方が同税制の適用を受 ける場合、必ず証明書の発行の手続きを保険年金課で 行ってください。発行には1~2週間程度かかるため、 確定申告前に手続きをしてください。市国民健康保険 に加入の方で領収書、結果通知表が手元に無い方も証 明書が必要です。

証明書の発行については保険年金課、税制や控除適 用の可否については課税課へ問い合わせてください。 圆保険年金課☎70·5617、課税課☎70·5611。

市

県民税の申告

(などを入力することで、)、画面の案内に従って金 額を自動計算し、 申告書 申告期間中に

### 一署では、 計学のでは、一手の手が手手がある。

署に申告相談してください。を受ける方は、税理士か同方、住宅借入金等特別控除 大和税務署での受け付け

事業(営業、農業など)・支払調書は含みません)。のある方が対象です(報酬・一時所得のみで源泉徴収票ーまな収入が年金、給与、主な収入が年金、給与、 所得の方、青色申告をする不動産・譲渡・配当・退職

www.nta.go.jpからダウ

上配和

上旬配布予定)。国税庁⊞配布します(同課では2月相税務署、市役所課税課で相税務署、市役所課税課でを開業のでは1月のでは、大会のでは、大会のでは、1000円のでは、10

信先を明記し、切手を貼っどの控えが必要な方は、返-14-22へ。確定申告書な2-8567大和市中央5 す。 信先を明記し、切手を貼どの控えが必要な方は、 で提出することもできまーで作成した申告書を郵送 氏名を明記し、  $\mathcal{O}$ た返信用封筒を同封してく 確定申告書等作成コー 封筒に申告者の住所 同署〒24 ージ

は、1月4日(木)から受けけいたとでは、1月4日(木)から受けを受ける方や、昨年会社を中途退職し年末調ををしていない方など、所整をしていない方など、所をがと後興特別所得税の遺用がより、住宅借入金等特別がより。 告の相談を受け付けます。25日の各日曜日は、確定申来てください。2月18日・署する場合は、この期間に べ 、医療費控除(セルフメ給与所得者や年金受給者

市役所での受け付け

日程で市役所に確定申告

成会場を開設します。

大和税務署では、

付申告書提出の付申告書提出の

は、同署に備え付けの「時日に申告書を提出する方閉庁日の土・日曜日と祝 ださい。 間外収受箱」を利用してく

持ってきてください。
には、確認書類を忘れずにいるので、申告や相談の際バーの記載が必要になって

場を設置します。

問い合わせてください。や贈与を受けた方は同署へ土地・建物・株式の売却ださい。 てください。で、還付申告は早めに行っ 間中は大変混み合うの 物・株式の売却

262 · 9411 ° 詳しくは同署☎046

# (所得税電子申告) 便利なe-Ta×

きます。詳しくは団www 成したデータを直接申告で 申告書等作成コーナーで作 同庁ホームペー -ジの確定

e-tax.nta.go.Jpか同署。 告相談を、左下表の日時税理士などによる無料 確定申告無料相談

います。

なるばい

か

2健康保険がりでなく、

ない場合があります。が複雑な場合は、相談でき別控除、贈与所得など内容年初めての住宅借入金等特譲渡所得や高額所得、今 ある場合を除く)。物や株式などの譲渡所得の申告が対象です(土地・建中告が対象です(土地・建 当などの算定基礎資料にす福祉年金・保育料・児童手介護保険・国民健康保険・

民税を計算するための基礎は必要です。30年度市・県府でも、市・県民税の申告確定申告をする必要のない住していた人は、所得税の年の年1月1日に市内に居 を がない―のいずれかに該当 の公的年金のみで、源泉徴 の公的年金のみで、源泉徴 中の収入が400万円以下 中の収入が400万円以下 中の収入が400万円以下 のみで、年末調整済みの給いる③昨年中の収入が給与 た②同一世帯で扶養されて①所得税の確定申告をし るものです。 70 5 6

左下表の日程で開設します。

県民税の申告会場を

### ■市役所に関設する窓口・期間

	■巾伎所に開設 9 る窓口・期间						
		内容	実施日 (土・日曜日は除く)	受付時間 ※1	場所※2	対 象	
	市・県民税申告	申告書作成・相談 ※3	2月1日(木)~ 3月15日(木)	8:30~ 11:00 13:00~ 17:00	7階 市民展示 ホール	申告が必要な方	
		申告書提出のみ		8:30~ 12:15 13:00~ 17:00		作成済みの申告書を 提出する方	
	確定申告	申告書作成・相談 (税理士による無 料相談)	2月5日(月)~ 7日(水)	8:30~ 11:30 13:00~ 15:00		【所得】給与(報酬・ 支払調書は合きに 以)、年金、一時のみ 【控除】医療費(セル フメディケーション社 会保険料、生の 等特別控除は除く)	
		申告書作成・相談	2月16日(金)~ 3月15日(木)	8:30~ 11:00 13:00~ 15:30			
		申告書提出のみ	2月5日(月)~ 7日(水)	9:00~ 11:30	1階 J1-1 会議室	作成済みの申告書を 提出する方	
			2月16日(金)~ 3月15日(木)	8:30~ 15:30	7階 市民展示 ホール		

- 混雑状況で受け付け・締め切り時間が早まる場合があります 車で来庁の際は市役所駐車場のほか、市民文化センター第2駐車場北側(大釜がある駐 車場) や綾瀬タウンヒルズショッピングセンター (深谷) 屋上階駐車場 (10時から) も利
- 用できます 2月16日以降は確定申告と重なり大変混み合うことが予想されます

### 確定申告、市・県民税申告の持ち物

確定申告書作成・相談の方は①~⑨・⑪~⑬、 市・県民税申告書作成・相談の方は①~⑩を持参 してください。確定申告書、市・県民税申告書の 提出のみの方は、申告書に2~⑩を添付したもの を持参してください。

- ①印鑑、筆記用具、電卓
- ②申告する方と、被扶養者のマイナンバー確認書 類(マイナンバーカード、通知カード、マイナ ンバーが記載されている住民票の写しのうちい ずれか1点。作成済みの申告書を提出する場合 は、その写し)
- ③申告する方の本人確認書類(マイナンバーカー ド、運転免許証か健康保険証などのうちいずれ か1点。作成済みの申告書を提出する場合は、 その写し)
- ④昨年中の収入が分かる資料〔29年分源泉徴収票 (原本) など]
- ⑤支払い社会保険料の年間集計額〔国民年金保険 料は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明 書」、国民健康保険税・後期高齢者医療保険税・ 介護保険料は「納付額のお知らせ」(1月下旬ま でに郵送)]
- ⑥生命保険、地震保険など各種控除証明書
- ⑦医療費控除の明細書(従来の医療費控除を受け る方。セルフメディケーション税制は受けられ ません)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付 すると明細の記載を省略できますが、自己負担 額が記載されていないものは不可
- ※29年分については医療費の領収書、高額療養費 など医療費の補てんを受けた場合はその金額が

- 分かるものでも可
- ⑧特定一般用医薬品等購入費の領収書などに基づ く医療費の明細書とその年分に特定健康診査な どの一定の取り組みを行ったことを明らかにす る次の書類のいずれか1点(セルフメディケー ション税制を受ける方。従来の医療費控除は受 けられません)
- ※29年分については領収書の添付や提示でも可
- (1)インフルエンザの予防接種、定期予防接種(高 齢者の肺炎球菌感染症など)の領収書か予防 接種済証
- (2)市区町村のがん検診の領収書か結果通知表
- (3)職場で受けた定期健康診断の結果通知表 ※「定期健康診断」か勤務先名称の記載のある
- (4)特定健康診査の領収書か結果通知表 ※「特定健康診査」か保険者名の記載のあるも
- 0 (5)人間ドックやがん検診をはじめとする各種健
- 診 (検診) の領収書か結果通知表 ※勤務先名称か保険者名の記載のあるもの
- ⑨寄付した団体などから交付された寄付金の受領 証(寄附金控除を受ける方)
- ⑩親族関係書類と送金関係書類(国外居住親族に かかる扶養控除などの適用を受ける方)
- ⑪申告する方の銀行などの口座番号の控え(還付 の場合に必要)
- ⑩28年分の確定申告をしている方は、申告書の控え ⑬お知らせはがき(税務署から届いた方)